

【住宅宿泊事業の留意事項チェック表】

住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要な主な留意事項です。

事業を開始するまでに、手続きや準備等を行ってください。

※詳細については、法令等で確認してください。

	留意事項	チェック欄
1	住宅宿泊事業を円滑に行うためには、周辺住民の方のご理解が不可欠です。届出を行うにあたって、周辺住民の方へ住宅宿泊事業を行う旨の事前説明を行いましたか。	<input type="checkbox"/>
1-1	住宅宿泊事業届出（事前）を県に行いましたか。 （原則、民泊制度運営システムにより行ってください。）	<input type="checkbox"/>
1-2	届出番号の通知を県から受けましたか。	<input type="checkbox"/>
1-3	届出番号など必要事項が記載された標識を用意しましたか。	<input type="checkbox"/>
2	届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲示できますか。	<input type="checkbox"/>
2-1	掲示位置は、届出住宅の門扉、正面玄関等の概ね地上1.2m～1.8mですか。	<input type="checkbox"/>
2-2	標識は、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので作成又は加工をしていますか。	<input type="checkbox"/>
2-3	共同住宅の場合には、個別の住戸に加え、共用エントランス、集合ポスト等へ簡易な標識を掲示していますか。	<input type="checkbox"/>
2-4	分譲マンションの場合は、標識の掲示場所等の取扱いについて、予め管理組合と相談していますか。	<input type="checkbox"/>
2-5	戸建住宅であっても、届出住宅の門扉（二世帯住宅等）や玄関（門扉から玄関まで離れている場合等）等への掲示によるだけでは、公衆にとって見やすいものとならない場合には、簡素な標識を掲示していますか。	<input type="checkbox"/>
3	宿泊者の衛生は確保できますか。	<input type="checkbox"/>
3-1	居室の床面積は、宿泊者一人あたり3.3㎡以上を確保していますか。	<input type="checkbox"/>
3-2	届出住宅の設備や備品等を清潔に保ち、除湿し、定期的な清掃、換気等を行うことができますか。	<input type="checkbox"/>
3-3	寝具のシーツ、カバー等直接人に接触するものについては、宿泊者が入れ替わることに洗濯したものと取り換えることができますか。	<input type="checkbox"/>
3-4	届出住宅に循環式浴槽や加湿器を備え付けている場合は、レジオネラ症を予防するため、宿泊者が入れ替わるごとに浴槽の湯は抜き、加湿器の水は交換し、汚れやぬめりが生じないように定期的に洗浄等を行うことができますか。	<input type="checkbox"/>
4	宿泊者の安全は確保できますか。	<input type="checkbox"/>
4-1	非常用照明器具を設けていますか。	<input type="checkbox"/>
4-2	避難経路を表示していますか。	<input type="checkbox"/>
4-3	火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
4-4	防火管理体制等に関する規制（消防法）や防火対象物使用開始届出（市町の火災予防条例）について、該当の有無を消防署等に確認しましたか。	<input type="checkbox"/>

5	外国人観光客である宿泊者の快適性及び利便性は確保できますか。	<input type="checkbox"/>
5-1	外国語（宿泊予約の時点で日本語以外の言語として提示したもの）による案内等はできますか。	<input type="checkbox"/>
5-2	届出住宅の設備の使用方法に関する案内はできますか。	<input type="checkbox"/>
5-3	移動のための交通手段に関する情報は提供できますか。（最寄の駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関等）	<input type="checkbox"/>
5-4	火災、地震等の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内はできますか。（消防署、警察署、医療機関、住宅宿泊管理業者への連絡方法等）	<input type="checkbox"/>
6	氏名、住所等が記載できる宿泊者名簿を備付けましたか。（作成の日から3年間保存）	<input type="checkbox"/>
6-1	宿泊行為の開始までに、宿泊者それぞれについて本人確認ができますか。（対面 又は ICT（情報通信技術）を活用した方法等による対面と同等の手段）	<input type="checkbox"/>
6-2	宿泊契約（宿泊者グループ）ごとに、宿泊者全員を記載してください。	<input type="checkbox"/>
6-3	定期的な清掃時や、宿泊契約が7日以上の場合には定期的な面会等により、「本人確認を行っていない者が宿泊していないか」「不審な者が滞在していないか」「滞在者が所在不明になっていないか」を確認してください。	<input type="checkbox"/>
7	宿泊者に対し、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について、説明できますか。（外国語を用いる場合を含む）	<input type="checkbox"/>
7-1	騒音の防止のために配慮すべき事項について（大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等）	<input type="checkbox"/>
7-2	ごみの処理に関し配慮すべき事項について（当該市町における分別方法等に沿って、住宅宿泊事業者の指定した方法により捨てるべきであること等） ※ごみは、住宅宿泊事業者が責任をもって処理すること	<input type="checkbox"/>
7-3	火災の防止のために配慮すべき事項について（ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法、初期消火のための消火器の使用法、避難経路、通報措置等）	<input type="checkbox"/>
8	周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応できますか。	<input type="checkbox"/>
8-1	深夜早朝を問わず、常時、応対又は電話により対応できますか。	<input type="checkbox"/>
8-2	宿泊者が滞在していない間も、苦情及び問合せについて対応できますか。	<input type="checkbox"/>
8-3	苦情及び問合せが緊急を要する場合に、現場に急行することができますか。	<input type="checkbox"/>
9	「届出住宅の居室の数が、5を超えるとき」又は「届出住宅に人を宿泊させる間、不在等となるとき（業務等により継続的に長時間不在になる場合等）」はありませんか。※該当するときは、住宅宿泊管理業者へ管理業務を委託してください。	<input type="checkbox"/>
9-1	宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を他人に委託しませんか。※該当するときは、登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託してください。	<input type="checkbox"/>
9-2	届出住宅に人を宿泊させた日数等定期報告は、2ヶ月ごとに、県に行ってください。（原則、民泊制度運営システムにより行ってください。）	<input type="checkbox"/>
9-3	氏名や住所等届出事項に変更があったときは、その日から30日以内に、住宅宿泊管理業務の委託に関する事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更届出を県に行ってください。	<input type="checkbox"/>
9-4	住宅宿泊事業を廃止したとき等は、その日から30日以内に、廃業等届出を県に行ってください。	<input type="checkbox"/>
9-5	事業を取り巻くリスクを勘案し、適切な保険（火災保険、第三者に対する賠償責任保険等）に加入することが望ましい。	<input type="checkbox"/>

